

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの核燃料物質使用変更許可申請等に係る面談

2. 日時: 令和2年10月9日(金) 11:00~12:10

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※テレビ会議により実施

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任安全審査官、堀内安全審査官、真田係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター 環境保全技術開発部 施設管理課長 他6名

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 技術副主幹 他1名

#### 5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)より、人形峠環境技術センターにおける今後申請予定の案件について、資料に基づき以下の説明があった。

##### ○核燃料物質使用変更許可申請について

- ・濃縮工学施設については、ウラン濃縮試験の終了に伴い、使用の目的及び方法から関連部分を削除し、使用を終了した設備を使用施設から削除する。また、削除した設備は、「維持管理中の設備・機器」に移行し管理する変更を予定している。
- ・開発試験棟については、遠心分離器部品材料、解体撤去機器等の物性を調査するための乾式除染技術開発試験を行うため、使用の方法に追加するとともに、使用施設の設備として、レーザークリーニング装置、X線回折装置、蛍光X線分析装置、放射能測定装置を追加する変更を予定している。
- ・本日説明した内容に係る申請は、11月中に行うことを予定している。

##### ○核燃料物質加工施設保安規定変更認可申請について

- ・法令改正により放射線業務従事者の眼の水晶体の等価線量限度を変更する必要がある。そのため、今後予定している廃止措置段階における核燃料物質加工施設保安規定変更認可申請の中で、当該箇所の変更も併せて行うことを予定しているが問題はあるか。
- ・本件は、人形峠以外の各拠点でも、保安規定変更認可申請が必要な拠点については申請する予定である。

(2)原子力規制庁から、以下の点について伝えた。

○核燃料物質使用変更許可申請について

・具体的な変更内容については、申請受理後に確認することとなるが、本変更においては使用の終了に伴う設備の解体撤去に係る変更であることから、解体撤去の方法等の具体について適切に説明すること。

○核燃料物質加工施設保安規定変更認可申請について

・廃止措置段階に移行するための保安規定変更認可申請において、放射線業務従事者の眼の水晶体の等価線量限度も併せて変更することは、差し支えない。

(3)原子力機構から、承知した旨の発言があった。

## 6. 資料

・核燃料物質の使用変更許可申請の概要について

以上